

伊勢原市立保育所発達サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達に遅れや心配のある児童を市立保育所に一定期間通所させ、入所児とともに集団生活を送ることで、児童の段階的な発達を支援するため、伊勢原市立保育所発達サポート事業（以下「発達サポート事業」という。）を実施することを目的とする。

(実施保育所)

第2条 発達サポート事業を実施する市立保育所（以下「実施保育所」という。）は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大山保育園	伊勢原市大山203番地
高部屋愛育保育園	伊勢原市西富岡1096番地

(利用対象児童)

第3条 利用対象児童は、現に発達に遅れや心配があり、発達サポート事業の利用が今後の発達に効果的であると考えられる児童で、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 伊勢原市内に在住していること。
- (2) 利用時において、保育所における2歳児クラスに通う年齢から就学前までの児童であること。
- (3) 児童発達支援を利用している児童であること。

2 前項に規定する者のほか、市長は、特に発達サポート事業を必要と認める者を利用対象児童とすることができる。

(実施日及び時間)

第4条 発達サポート事業の実施日及び時間は、次のとおりとする。

実 施 日	週2日 火曜日・木曜日（実施保育所の休日を除く。） ただし、一人の利用は原則週1回とする。
利用時間	午前8時30分から午後0時30分までの4時間以内

(利用定員)

第5条 利用定員は、各実施保育所4人とし、一人の利用者は、3か月まで継続して利用することができる。ただし、3か月を超えて利用を希望する場合には、再度利用申請をしなければならない。

2 前項に規定するほか、児童の身体状況又は実施保育所の状況により、定員に満たない場合であっても利用を制限する場合がある。

(利用申請及び決定等)

第6条 発達サポート事業の利用を希望する保護者は、発達サポート事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の発達サポート事業利用申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、児童の心身の状態等を十分に聴取したうえで、関係部署及び実施保育所と調整した後、受入れの可否を決定し、発達サポート事業利用決定通知書（第2号様式）又は発達サポート事業利用申請却下通知書（第3号様式）により保護者に通知す

るものとする。

(利用状況の整備)

第7条 実施保育所の園長は、受け入れた児童の状況を発達サポート事業利用状況表(第4号様式)により1月ごとにまとめ、利用状況を整備しておくものとする。

(発達サポート事業利用料の徴収)

第8条 発達サポート事業の利用料は、別表の発達サポート事業利用料金表に定めるとおりとする。

2 前項に定める利用料は、児童が利用する日ごとに、保護者が実施保育所の園長へ支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成24年7月27日告示第135号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市立保育所発達サポート事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

発達サポート事業利用料金表

2時間まで	2時間を超えて4時間まで
1,000円	2,000円

- ・上記料金のうち、2時間を超えて4時間までの利用には給食代を含む。
2時間までの利用で給食を摂った場合には、別途300円徴収する。

発達サポート事業利用申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者	住所	自宅電話番号 ()
	氏名	申請児童との続柄 ()
申請児童	フリガナ	生年月日 (歳)
	氏名	年 月 日
緊急連絡先	所在地	電話 ()

次のとおり発達サポート事業の利用を申請をします。

利用希望	期 間	年 月から <small>継続利用は原則3か月限度</small>	
	曜 日	曜 日	
	保育所	大山保育園 ・ 高部屋愛育保育園 ・ どちらでも可	
児 童 の 身 体 状 況			
療育手帳	有 () ・ 無	身体障害者手帳	有 (級) ・ 無
他施設利用	有 (施 設 名 :) ・ 無 (利用日数 :)		
連 絡 事 項			

〔市役所処理欄〕

決 裁 欄	課 長	課 員	担当者	利用の決定 利用決定 (大山 ・ 高部屋) 利用開始日 (月 日) 利用申請却下
	合 議			

発達サポート事業利用決定通知書

年 月 日

申請者	住所	自宅電話番号 ()
	氏名	申請児童との続柄 ()
申請児童	フリガナ	生年月日 (歳)
	氏名	年 月 日
緊急連絡先	所在地	電話 ()

伊勢原市長

印

申請のあった発達サポート事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用決定	期 間	年 月 日から 継続利用は原則3か月限度
	保育所	
利 用 料	伊勢原市立保育所発達サポート事業実施要綱 発達サポート事業利用料金表による額	
備 考		

第3号様式（第6条関係）

発達サポート事業利用申請却下通知書

年 月 日

殿

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のあった発達サポート事業の利用については、次の理由により利用できませんので通知します。

申請児童名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
理由	
備考	

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として、提起することができます。

